自転車指導啓発重点路線（大牟田警察署）

令和8年4月

① 国道２０８号
西鉄渡瀬駅前 ～ 船津町交差点

➢選定理由

・自転車関連事故が管内で最も多い（令和７年中７件発生）。

・駅や商業施設が多くあり、通勤・通学、買い物等での自転車利用者が多く、歩道通行や並進する自転車も多い。

② 県道南関大牟田北線
唐船西交差点 ～ 上内小学校

➢ 選定理由

・ 沿線に学校が多く、自転車通学者が多い。

③ 国道３８９号、県道大牟田川副線
峠茶屋前 ～ 三里町三丁目交差点

➢選定理由

・ 周辺に大学や工場等が複数あり、通学・通勤での自転車利用者が多く、人通りも多い。

よく見られる自転車利用者の**違反形態**

- ➢ スマホを使用しながらの運転
- ➢ ２台以上の並走
- ➢ 指定場所一時不停止
- ➢ 右側通行（逆走）
- ➢ 夜間の無灯火運転

★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！★

1 ヘルメットを必ず着用する！

自転車利用者はヘルメット着用が努力義務です。
お気に入りのヘルメットを着用し、大切な命を守りましょう。

2 自転車は車の仲間！

「止まれ」の標識がある場所では必ず一時停止しましょう。

自転車が通行できる歩道を通行する際も、歩行者優先を心掛けましょう。

また、スマホや傘をさしての「ながら運転」も大変危険ですので、やめましょう。

3 夜間はライト点灯！

自転車のライトはつきますか？ 反射器材は汚れていませんか？
自転車に乗る前に、自分の身を守るためにもしっかり点検をしましょう！

自転車が関係する交通事故の交番別発生状況（令和７年中）

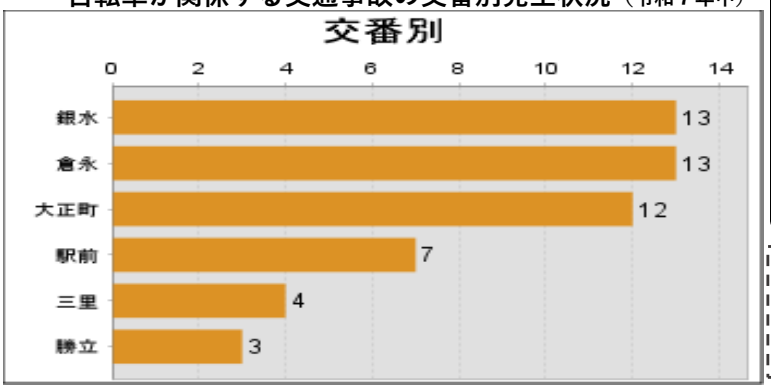

令和８年４月１日から自転車の交通事故を防ぐため、悪質・危険な交通違反には交通反則通告制度が導入されました。
交通ルールを守り、安全運転に努めましょう。

大正町、銀水、倉永交番管内は特に注意

➢大正町交番及び倉永、銀水交番管内では、自転車関連事故が多い傾向にあります。

自転車指導啓発重点地区（大牟田警察署）

令和８年４月

この地区でよく見られる自転車利用者の違反形態！！

- ➢ スマホを使用しながらの運転
- ➢ ２台以上の並進
- ➢ 指定場所一時不停止
- ➢ 右側通行（逆走）
- ➢ 夜間の無灯火

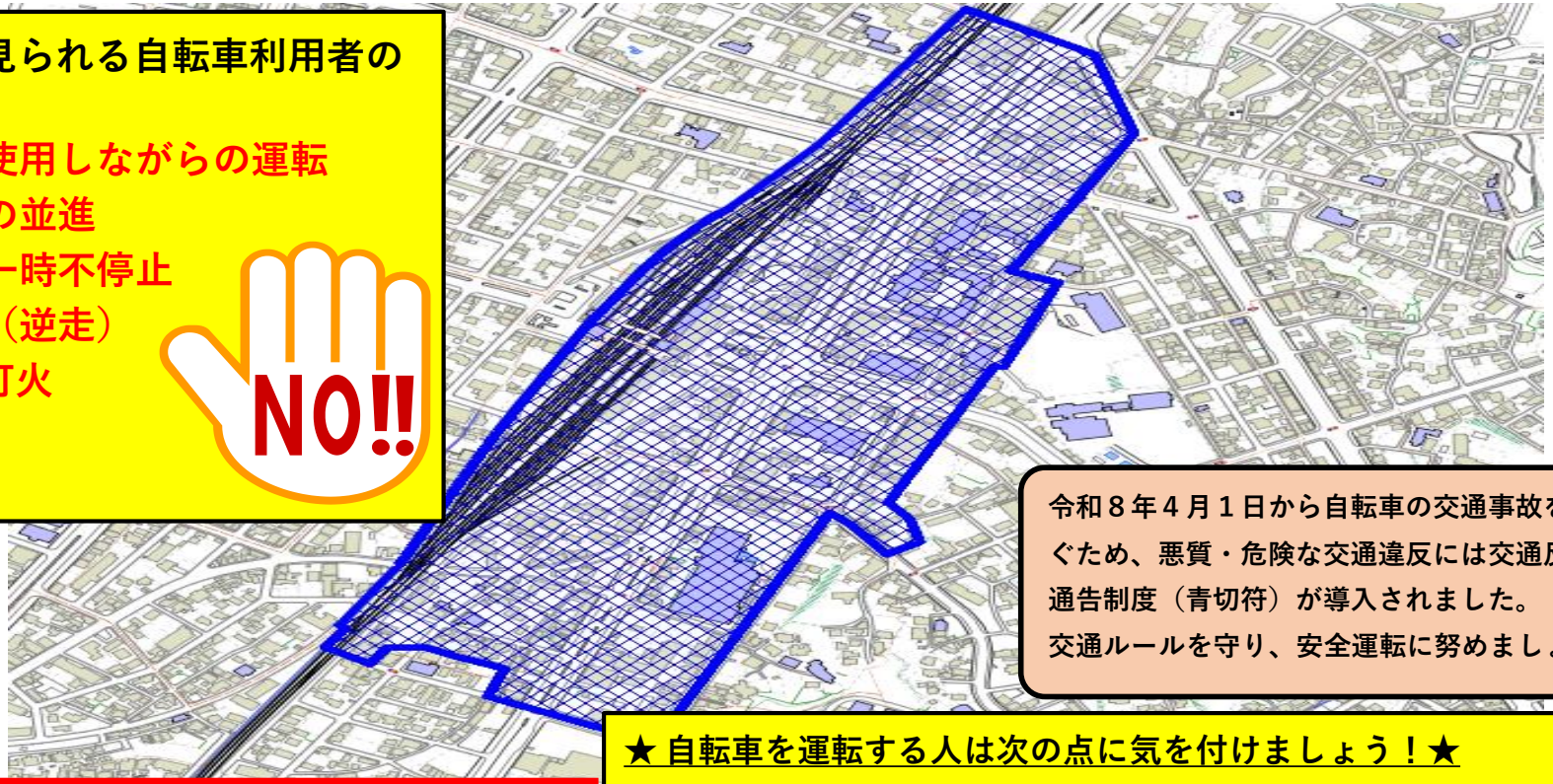

令和８年４月１日から自転車の交通事故を防ぐため、悪質・危険な交通違反には交通反則通告制度（青切符）が導入されました。
交通ルールを守り、安全運転に努めましょう。

【重点地区】　大牟田駅地区

（有明町１・２丁目、不知火町１・２丁目）

➢ **選定理由**

- 市役所、郵便局及び銀行が集中しており、通勤・通学、買い物等での自転車利用者が多く、並進や歩道通行する自転車も多い。
- 自転車利用者のルール違反やマナーについての要望が多い。

★自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！★

1　ヘルメットを必ず着用する！

自転車利用者はヘルメット着用が努力義務です。
お気に入りのヘルメットを着用し、大切な命を守りましょう。

2　自転車は車の仲間！

「止まれ」の標識がある場所では必ず一時停止しましょう。
自転車が通行できる歩道を通行する際も、歩行者優先を心掛けましょう。
また、スマホや傘をさしての「ながら運転」も大変危険ですので、やめましょう。

3　夜間はライト点灯！

夜間利用の際は、自分の命を守るためにライトを点灯しましょう。